

国設知床鳥獣保護区
特別保護指定区域
指定計画書（案）

平成 年 月 日
環 境 省

第1 記載内容

1 国設鳥獣保護区特別保護指定区域の名称

国設知床鳥獣保護区特別保護指定区域

2 国設鳥獣保護区の設定区分

希少鳥獣生息地の保護区

3 国設鳥獣保護区特別保護指定区域の区域

国設知床鳥獣保護区特別保護区のうち北海道斜里郡斜里町（ポンプタ川からタキノ川の間）所在の道有地。（但し、知床保安林管理車道及びビルシャふわ化場敷地を除く。）

4 指定理由

本特別保護指定区域は、エゾマツ、トドマツの針葉樹をはじめ、ミズナラ等の広葉樹大径木が残存しており、海岸部から高山帯まで連続した自然植生がみられ、すぐれた森林生態系が保存されている地域である。この地域には、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシなどの希少な野生動物が生息している。このように本地域は、海岸の波打ち際から半島脊梁部まで連続的に原始性の高い植生環境が残り、また、サケマス類を基盤とする食物連鎖が顕著に見られ、これらの頂点に位置するヒグマ、シマフクロウ、オジロワシなどの生息を可能としており、わが国でも極めて貴重で多様な自然生態系の地域となっている。この地域へは、国有林が管理する林道又は船による海岸からのアクセスが可能であるが、近年、報道機関や写真家等による同地域への立ち入りが多くなってきており、このことによる希少な野生動物の繁殖への影響やヒグマ等との接触事故などの発生が危惧されている。このため、希少野生動物等の保護・管理・増殖を図るため当該地域を特別保護指定区域として、特段の保護を図るものである。

5 国設鳥獣保護区特別保護指定区域の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,156 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 1,156 ha
農耕地 - ha
その他 - ha

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地 1,156 ha（都道府県有地 1,156 ha）
制限林地 91 ha（保安林 91 ha）
普通林地 1,065 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 1,156 ha
特別保護地区 1,156 ha
特別地域 - ha
普通地域 - ha

6 国設鳥獣保護区特別保護指定区域の存続期間

平成13年1月1日から平成33年10月31日までの各年の1月1日から12月31日までとする。

7 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 国設鳥獣保護区特別保護指定区域の位置

本指定区域は、知床半島の中央部から東北端にかけての一帯の地域である。知床半島は、北海道の東北端に位置し、長さ約70 km、幅約15～25 kmの細長い半島であり、半島の北西はオホーツク海に面し、南東は根室海峡を隔てて国後島に相對している。本指定区域は、知床半島の突端、知床岬に近く、硫黄山から知床岳に至る稜線の西側で、ルシャ、テッパンベツの二河川の流域を中心とした区域である。

イ 地質、地形等

地質は、新第三紀層を第四紀洪積世の火山噴出物が覆い、紫蘇輝石安山岩の溶岩流及び同質の集塊岩・砕屑岩からなっており、海岸部は洪積世に堆積した砂・礫層からなっている。

地形は、硫黄山と知床岳の火山帯の間であって、半島の脊梁山脈の最低鞍部標高約300mの「ルシャ・ルサ越」を中心にオホーツク海に向け扇状に広がっており、硫黄山、知床岳の山体に係る部分を除き比較的穏やかで長大である。このような地形は、短小急流の多い半島にあっては特異なものとなっている。

ウ 植物相の概要

海岸線から標高300mほどの間まで植物相は極めて変化に富んでおり、海岸部においては、海岸植物群落、また、森林帯にはエゾマツ・トドマツなどの針葉樹林やミズナラ・イタヤカエデなどの広葉樹が、さらにこれを越える地帯ではハイマツ帯から高山植物群落へと植物相の変化が見られ、優れた森林生態系が保持されている。

エ 動物相の概要

北海道全域にかつて生息していた陸生ほ乳類及び鳥類の多くの種が当地域には残されている。特に鳥類の場合は、現在北海道のごく限られた地域にしか生息していない希少野生動物であるオオタカ、オジロワシ、シマフクロウ等が繁殖している。

また、サケ科の魚類の自然遡上が多く見られるなど河川生態系も良好に保存されており、食物連鎖の頂点に位置するヒグマの生息を可能にしており、我が国でも極めて貴重で多様な自然生態系の地域である。

食物連鎖の高位に位置するこれら野生動物が生息することは、その餌となる動物相が豊富に残されていることを示している。

さらに知床半島沿岸海域は、鳥類・魚類・海獣類が季節移動するコースに当たっているため、渡りや回遊の時期には、当地域の海域に莫大な生物集団が集中することも当地域の特性である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

- | | |
|-----------|---|
| 【アビ科】 | アビ・オオハム・シロエリオオハム・ハシジロハビ |
| 【カイツブリ科】 | ○カイツブリ・ハジロカイツブリ・ミミカイツブリ・アカエリカイツブリ・カンムリカイツブリ |
| 【ミズナギドリ科】 | フルマカモメ・アカアシミズナギドリ・ハイイロミズナギドリ・ハシボソミズナギドリ |
| 【ウミツバメ科】 | ハイイロウミツバメ・コシジロウミツバメ |
| 【ウ科】 | ○ウミウ・ヒメウ・チシマウガラス |
| 【サギ科】 | ミゾゴイ・アカガシラサギ・アマサギ・チュウサギ・コサギ○アオサギ |
| 【ガンカモ科】 | コクガン・マガン・ヒシクイ・コブハクチョウ・オオハクチョウ・コハクチョウ・オシドリ○マガモ・カルガモ・コガモ・トモエガモ・ヨシガモ・オカヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・クビワキンクロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・ピロードキンクロ○シノリガモ・コオリガモ○ホオジロガモ・ミコアイサ・ウミアイサ・カワアイサ |
| 【タカ科】 | ミサゴ・トビ○オジロワシ○オオワシ・オオタカ・ツミ・ハイタカ・ケアシノスリ・ノスリ・クマタカ・カラフトワシ・ハイイロチュウヒ・チュウヒ |
| 【ハヤブサ科】 | シロハヤブサ・ハヤブサ・チゴハヤブサ・コチョウゲンボウ・チョウゲンボウ |
| 【ライチョウ科】 | エゾライチョウ |
| 【キジ科】 | ウズラ・キジ |
| 【ツル科】 | タンチョウ |
| 【クイナ科】 | クイナ・ヒメクイナ・バン・ツルクイナ・オオバン |
| 【チドリ科】 | コチドリ・シロチドリ・メダイチドリ・ムナグロ・ダイゼン |
| 【シギ科】 | キョウジョシギ・トウネン・ヒバリシギ・ハマシギ・オバシギ・ミコビ |

- シギ・キリアイ・ツルシギ・アオアシシギ・タカブシギ・キアシシギ・イシシギ・チュウシャクシギ・ヤマシギ・タシギ・ハリオシギ・チュウジシギ・オオジシギ・アオシギ
- 【セイタカシギ科】 セイタカシギ
- 【ヒレアシシギ科】 ハイロヒレアシシギ・アカエリヒレアシシギ
- 【トウゾクカモメ科】 トウゾクカモメ・クロトウゾクカモメ
- 【カモメ科】 ○ユリカモメ・ホイグリーンカモメ・セグロカモメ○オオセグロカモメ・ワシカモメ○シロカモメ・アイスランドカモメ・カモメ・ウミネコ・ミツユビカモメ・ヒメクビワカモメ・ゾウゲカモメ・ハジロクロハラ アジサシ・アジサシ
- 【ウミスズメ科】 ウミガラス・ハシブトウミガラス・ウミバト・ケイマフリ・マダラウミスズメ・ウミスズメ・エトロフウミスズメ・コウミスズメ・ウミオウム・ウトウ・ツノメドリ・エトピリカ
- 【ハト科】 ○キジバト・アオバト
- 【カッコウ科】 ジュウイチ・カッコウ・ツツドリ・ホトトギス
- 【フクロウ科】 シロフクロウ・ワシミミズク・シマフクロウ・トラフズク・コミミズク・コノハズク・オオコノハズク・キンメフクロウ・アオバズク・フクロウ
- 【ヨタカ科】 ヨタカ
- 【アマツバメ科】 ハリオアマツバメ○アマツバメ
- 【カワセミ科】 ヤマセミ・アカショウビン・カワセミ
- 【ヤツガシラ科】 ヤツガシラ
- 【キツツキ科】 アリスイ・ヤマゲラ・クマゲラ・アカゲラ・オオアカゲラ・コアカゲラ・コゲラ
- 【ヒバリ科】 ヒバリ
- 【ツバメ科】 ショウドウツバメ・ツバメ・コシアカツバメ○イワツバメ
- 【セキレイ科】 ツメナガセキレイ・キセキレイ○ハクセキレイ・セグロセキレイ・ピンズイ・タヒバリ
- 【ヒヨドリ科】 ヒヨドリ
- 【モズ科】 モズ・アカモズ・オオモズ
- 【レンジャク科】 キレンジャク・ヒレンジャク
- 【カワガラス科】 ○カワガラス
- 【ミソサザイ科】 ミソサザイ
- 【イワヒバリ科】 イワヒバリ・カヤクグリ
- 【ツグミ科】 コマドリ・ノゴマ・コルリ・ルリビタキ・クロジョウビタキ・ジョウビタキ・ノビタキ・イソヒヨドリ・トラツグミ・マミジロ・クロツグミ○アカハラ・シロハラ・マミチャジナイ・ツグミ・ノハラツグミ
- 【ウグイス科】 ヤブサメ○ウグイス・エゾセンニュウ・シマセンニュウ・マキニセンニュウ・コヨシキリ・オオヨシキリ・メボソムシクイ・エゾムシクイ・センダイムシクイ・ククイタダキ
- 【ヒタキ科】 ○キビタキ・オオルリ・サメビタキ・エゾビタキ・コサメビタキ
- 【エナガ科】 エナガ
- 【シジュウカラ科】 ハシブトガラ・コガラ・ヒガラ・ヤマガラ○シジュウカラ
- 【ゴジュウカラ科】 ○ゴジュウカラ
- 【キバシリ科】 キバシリ
- 【メジロ科】 メジロ
- 【ホオジロ科】 シラガホオジロ・ホオジロ・ホオアカ・カシラダカ・ミヤマホオジロ・ツマアオジ○アオジ・クロジ・オオジュリン・ツメナガホオジロ・ユキホオジロ
- 【アトリ科】 アトリ・カワラヒワ・マヒワ・ベニヒワ・ハギマシコ・オオマシコ・ギンザンマシコ・イスカ・ナキイスカ・ベニマシコ○ウソ・イカル・シメ
- 【ハタオリドリ科】 ニュウナイスズメ・スズメ
- 【ムクドリ科】 コムクドリ・ムクドリ
- 【カラス科】 カケス・カササギ・ホシガラス・ハシボソガラス○ハシブトガラス・ワタリガラス

イ 獣類（7科23種）

- 【ヒナコウモリ科】 ホオヒゲコウモリ・ヒメホオヒゲコウモリ・モモジロコウモリ・ドーベントンコウモリ・カグヤコウモリ・ヒメホリカワコウモリ・ウサギコウ

【ウサギ科】	モリ・チチブコウモリ・コテングコウモリ エゾユキウサギ
【リス科】	エゾリス・エゾシマリス・エゾモモンガ
【イヌ科】	○キタキツネ・エゾタヌキ
【クマ科】	ヒグマ
【イタチ科】	エゾオコジョ・キタイイズナ・ニホンイタチ・アメリカミンク・ エゾクロテン・ラッコ
【シカ科】	○エゾシカ

- ・ 印は一般的に見られる鳥獣。
- ・ アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項第2号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣（平成12年2月16日環境庁告示第6号）及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内における、農林水産物の被害防止のための有害鳥獣駆除の許可はない。

8 鳥獣法第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣保護繁殖に必要な施設を設置したことなどにより、通常生ずる損失を補償する。

9 特別保護地区の設定（指定）及び維持管理に関する事項

巢 箱 6 個